

京都府立山城高等学校食堂・売店出店者募集要領

1 趣旨・目的

京都府立山城高等学校食堂・売店について、生徒、教職員の福利厚生に資するため、豊富な経験と能力を有し、健全な運営の望める出店者を募集します。

2 募集概要

- (1) 件 名 京都府立山城高等学校食堂・売店の出店
- (2) 募集内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 使用許可期間 令和8年4月1日(予定)から令和9年3月31日
(出店準備期間等含む。)
※5年を限度に更新可(条件等は、別紙「企画提案仕様書」による。)
- (4) 使用料 免除

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 京都府税の滞納をしている者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (4) 業務に従事する者の雇用について、労働基準法をはじめ関係法令を遵守していること。
- (5) 出店後、安定的に経営ができる事業者であるか確認するため、最近5年間に於いて、継続して3年以上売店・飲食店等の経営実績を有すること。
- (6) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

4 参加手続き

- (1) 問い合わせ先
〒603-8335 京都市北区大將軍坂田町 29
京都府立山城高等学校
電話：075-463-8261 FAX：075-463-8263
- (2) 募集要領等の配布

ア 配付期間：令和8年2月9日～令和8年2月13日（午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）で配布の他、京都府立山城高等学校ホームページからダウンロードできる。

（3）応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和8年2月19日午後5時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ その他：持参される場合は、事前に日程を調整してください。

（2月16日、17日を除く平日の午前9時～午後5時まで）

5 質疑・回答

（1）受付期間：令和8年2月16日午後5時必着

（2）質疑方法：FAXにより、4（1）に提出すること。

（3）質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「京都府立山城高等学校食堂・売店の出店に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号を記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

（4）回答日時：令和8年2月17日

（5）回答方法：全応募者にFAXにより回答する。

6 応募書類

（1）提出書類 ※ア及びウは添付資料も含め2部、イ、エ、オは1部提出のこと。

ア 企画提案書（様式1）

1 応募者に付き、1 提案とする。

イ 京都府税の滞納がないことの証明

（ア）京都府競争入札参加資格名簿登載事業者の場合

「京都府競争入札参加資格審査結果通知書」のコピー

（イ）（ア）以外の場合

a 学校において滞納がないことの確認をすることに同意する場合
同意書（別紙様式）

b a 以外の場合

「府税納税証明書」（発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。）

ウ 営業経歴書（様式2）

エ 誓約書（様式3）

オ 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等の免許のコピー

（2）企画提案書の作成方法

真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

（3）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本募集における出店候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 選定方法等

(1) 選定基準

京都府立山城高等学校食堂・売店運営業者選定審査会設置要綱により、審査会を召集し、別途定める選定基準に基づいて選定を行う。

(2) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 選定に係る委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知

候補者選定後、応募者全員に選定又は非選定の結果を電話にて通知する。

9 使用許可等

- (1) 出店者の候補者に選定された者と京都府との間で、事業内容等について再度調整、協議を行った上で教育財産使用許可申請書を提出すること。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により教育財産使用許可申請書を提出しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (3) 教育財産使用許可書の交付を受けたときは、使用条件を遵守し、誠実に事業を実施すること。
- (4) 次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、使用許可を取消し又は変更することがある。なお、取消し又は変更により生じた費用や損失は、出店者が負担するものとする。
 - ア 使用許可の条件に違反したとき。
 - イ 「3 参加資格」に掲げる要件を欠くとき。
 - ウ 著しく社会的信用を損なう等の違反により、学校への出店者としてふさわしくないと校長が判断したとき。
 - エ 学校において公用又は公共の用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。
 - オ 京都府教育委員会の都合により、使用許可を取り消す必要が生じたとき。
- (5) 教育財産使用許可期間が満了する前に自己都合により退去する場合は、退去しようとする日の3箇月前までに校長に書面により通知すること。